

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 昭和三十六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予算  
争議行為の公表  
専門工事業者の登録  
鳥取県農業改良資金貸付規程の一部改正  
鳥取県農業改良資金貸付基準  
土地改良区の解散認可  
新たに行なう土地改良事業施行認可  
米穀小売販売業者甲の臨時登録  
牛の肝てつ検査及び駆除並びに結核病検査
- ◇選管告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公告 昭和三十七年度宅地建物取引員試験の実施

## 告示

鳥取県告示第百九十一号

昭和三十七年二月定例県議会で三月十六日議決された  
昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加更正予算、昭和三十  
六年度特別会計県立中央病院事業費歳入歳出追加更正予  
算は次のとおりである。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和36年度鳥取県歳入歳出追加更正予算

款	項	科	目	今回追加 算	(更正) 額 千円
3	1	地方交付税	△	215,945	
5	2	分担金及負担金	△	819	
6	2	負担金	△	819	
6	2	使用料及手数料		5,030	
7	2	手数料		5,030	
7	1	国庫支出金		287,571	
	1	国庫負担金		155,427	

款項	科目	目	今回追加 算額 千円	(更正) 額
2	国庫補助金		128,420	
3	委託金		3,724	
8	寄附金		1,393	
11	雑収入		4,026	
5	物品売払代金		70	
6	雑入		3,956	
12	県債		△ 128,000	
1	県債		△ 128,000	
歳入合計			△ 46,742	
1	議会費		300	
1	県会議費		300	
2	県庁費		△ 13,213	
1	県職員費		△ 14,705	
2	監査委員費		51	
4	東京事務所費		144	
5	諸費		1,297	
3	警察消防費		7,713	
2	警察職員費		4,597	
3	警察行政費		3,116	
4	土木費		△ 215,440	
1	道路橋梁費		△ 153,654	
2	河川費		△ 49,128	
3	港湾費		△ 52,805	
4	砂防費		△ 4,095	
5	都市計画費		277	
6	災害復旧費		40,018	
7	建築費		3,770	
8	土木諸費		177	
5	教育費		4,753	
2	小学校費		618	
8	社会教育費		30	
9	体育保健費		62	

款項	科目	目	今回追加 算額 千円	(更正) 額
11	高校教育振興費		4,043	
12	教育施設費		12,712	
1	社会及労働施設費		7,937	
2	社会福祉費		1,111	
3	児童保護費		1,089	
4	婦人児童福祉費		10	
5	国民健康保険費		252	
6	世話費		37	
8	職業安定費		2,276	
7	保健衛生費		491	
1	保健所費		309	
2	予防衛生費		71	
5	医務費		50	
6	薬務費		50	
7	衛生諸費		11	
8	産業経済費		137,967	
1	農政費		369	
2	農業改良費		846	
3	林業費		4,265	
4	水産業費		6,088	
5	畜業費		665	
6	畜産業費		11,993	
7	商工業費		7,667	
8	観光事業費		20	
9	農地開拓事業費		2,398	
10	耕地事業費		103,641	
11	地下資源開発費		15	
9	財産費		10,693	
1	財産管理費		10,693	
10	統計調査費		153	
1	統計調査費		153	
11	選挙費		14	
1	選挙管理委員会費		14	
13	諸支出金		7,115	
2	徴税費		1,377	

款	項	科	目	今回追加(更正)額
3	地方振興費			2,358
4	興致企画調査費			47
5	中海日野川総合開発調査費			1
6	広報活動費			21
7	渉外諸費			307
8	繰出金			2,995
歳出合計				△ 46,742
昭和36年度特別会計県立中央病院事業費				
歳入歳出追加更正予算				
歳入				
1	使用料及手数料			△ 358,000
1	使用料			△ 358,000
3	繰入金			2,827,000
1	一般会計繰入金			2,827,000
歳入合計				2,469,000
歳出				
款	項	科	目	今回追加(更正)額
1	県立病院費			1
1	病院費			1
3	看護婦養成所費			21,000
1	看護婦養成所費			21,000
4	諸支出金			2,448,000
1	公債費			2,448,000
歳出合計				2,469,000
鳥取県告示第九十二号				
労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条の規定に基づき、因伯通運株式会社労働組合執行委員長 島崎為雄から、争議行為を行なう旨の通知があったので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定により次のとおり告示する。				
昭和三十七年四月六日				

鳥取県知事	石	破	二	朗	
一 事件 (1) 三、〇〇〇円賃金引き上げに関する件					
(2) 諸手当の基本給繰り入れに関する件					
(3) 休暇の増加に関する件					
以上を昭和三十七年三月一日より実施すること					
二 日時 昭和三十七年四月十一日午前零時以降本問題の円満解決に至るまでの期間					
三 場所 因伯通運株式会社労働組合に所属する組合員の従事する因伯通運株式会社の全職場又はその一部					
四 概要 ストライキを含む一切の争議行為の一部又は全部を単独に又は併用して実施する。					
鳥取県告示第九十三号					
建設業法(昭和二十四年法律第百号)第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、専門工事業者を次のとおり建設業者登録簿に登録した。					
昭和三十七年四月六日					
鳥取県知事 石 破 二 朗					
登録番号	登録年月日	名称	主たる営業所所在地	申請者氏名	摘要
鳥取県知事登録(と)第七九八号	昭三七、三、三〇	湯浅工務店	鳥取市鹿野町	湯浅 明年	建築一式工事
〳 第七九九号	〳	菅原組	東品治町	菅原 勇	土木一式工事
〳 第八〇〇号	〳	徳田土木	八頭郡河原町佐貫	徳田 米春	〳
〳 第八〇一号	〳	上田組	船岡町準福二九四	上田 松枝	〳
〳 第八〇二号	〳	石破組	郡家町殿	石破 睦博	土木一式工事 建築一式工事

鳥取県告示第百九十四号

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）の一部を次のように改正し、昭和三十六年六月七日から適用する。ただし、改正前の規程第二条の表中一又は二に係る貸付金の償還等については、なお、改正後の規程の例による。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第一項の表を次のように改める。

技術導入資金の種類	償還期限
一 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	三年以内
二 桑園の改種を行なうため必要な桑苗の購入に要する資金	"
三 チューリップの優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金	"
四 蚕（稚蚕を除く。）の屋外条桑育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	"
五 特殊還元土じょう改良事業において施用する物の購入に要する資金	"
六 くりの優良品種を導入するための優良苗の購入に要する資金	"
七 わさびの新産地造成のためにわさびの優良苗の購入に要する資金	"
八 花（グラジオラス）の輸出用球根養成に必要な優良種球等の購入に要する資金	"

鳥取県告示第百九十五号

鳥取県農業改良資金貸付基準（昭和三十六年三月鳥取県告示第百六十八号）の全部を次のとおり改正し、昭和三十六年六月七日から適用する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県農業改良資金貸付基準

鳥取県農業改良資金貸付規程（昭和三十一年七月鳥取県告示第三百二十二号）第二条第一項の規定に基づき、県が定める額及び貸付基準は、次のとおりとする。

資金の種類	貸付対象資材	貸付の相手方	標準事業費	貸付申請時期	貸付決定時期
一 耕土培養事業において施用する物の購入に要する資金	耕土培養法施行規則（昭和二十八年農林省令第二号）第一条に規定する資材	耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）の定めるところにより行なう耕土培養事業者等	貸付けのつ度決定する。	八月	九月
二 桑園の改種を行なうため必要な桑苗の購入に要する資金	桑苗	農業者等	桑園一〇〇アールにつき桑苗（六〇〇本） 四・八〇〇円	十月	十一月
三 チューリップの優良品種を導入するための優良種苗の購入に要する資金	種球（鳥取県の奨励する優良品種）	農業者等	チューリップは揚一〇アールにつき種球（三〇、〇〇〇球） 二四〇、〇〇〇円	六月	七月

四	蚕(種蚕を除く。)の屋外飼育を行なうために必要な資材の購入に要する資金	塩化ビニール、フィルムシ	農業者等	一セットにつき塩化ビニール、フィルムシート(三七、九五平方メートル) 二、四〇〇円	五	月	六	月
五	特殊還元土じよう改良事業において施用する物の購入に要する資金	土じよう改良資材	特殊還元土じよう改良事業を施行する農業者等	貸付けのつ度決定する	八	月	九	月
六	くりの優良品種を導入するに要する資金	くり苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇〇アールにつきくり苗(三〇〇本) 三、〇〇〇円	九	月	十	月
七	わさびの新産地造成のためにわさび優良苗の購入に要する資金	わさび苗(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	畑一〇〇アールにつきわさび苗二〇、〇〇〇本) 一、〇〇〇、〇〇〇円	九	月	十	月
八	花(グラジオラス)の輸出用球根養成に必要な優良球根等の購入に要する資金	種球(鳥取県の奨励する優良品種)	農業者等	グラジオラスほ場一〇アールにつき種球(三六リットル) 六〇、〇〇〇円	六	月	七	月

鳥取県告示第九十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七條第二項第一号の事由により、日野上村三采土地改良区の解散を同条第二項の規定により四月二日認可したから同条第三項の規定により告示する。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十七号

昭和三十六年十月十二日付けで西伯郡日吉津村から申請のあつた土地改良事業(かんがい排水、今吉地区、富

吉地区)は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六條の二第三項において準用する同法第十條第一項の規定により、昭和三十七年三月二十三日認可した。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九十八号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十二條の二第二項の規定に基づき、昭和三十七年三月三十一日次のとおり米穀小売販売業者甲の業者登録をした。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	氏名又は名称	住 所	営業所の所在地	事業区域
三八〇	松本 利男	米子市大篠津町一、三一	米子市第一	
三八一	美甘 隆	倉吉市巖城五一五	倉吉市	
三八二	溝口町米穀小売企業組合	日野郡溝口町溝口七〇九	溝口町第二	
三八三	川上 芳造	岩美郡国府町宮ノ下二〇〇ノ一	国府町第一	

鳥取県告示第九十九号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の肝てつ検査及び駆除並びに結核病検査を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六

号)第六條の規定に基づき、牛の所有者に対して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 肝てつ並びに結核病予防のため



ること。

6 宅地及び建物の価格の評定に関すること。

7 宅地建物取引業法及び同法の関係法令に関すること。

〔注〕試験場に法令集（解説書及び書込みのある法令集を除く。）の持込みを許可する。

四 受験手続

受験希望者は、次に掲げる書類を提出すること。

1 受験票（所定の用紙）

2 受験申込書（所定の用紙）

3 写真（受験前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した縦五、五センチメートル、横四センチメートルのものとし、裏面に撮影年月日及び氏名を明記すること。）

〔注〕受験票及び受験申込書を必要とするときは、返信用切手を同封受験申込受付場所に請求すること。

五 受験手数料

五百円の鳥取県収入証紙（もよりの山陰合同銀行本、支店又は鳥取県収入証紙小売さばき所から購入すること。）を受験申込書にはりつけ、消印しないこと。

六 受験申込みの受付期間

昭和三十七年四月十八日から四月二十八日まで（当日の消印あるものは）有効

七 受験申込みの受付場所

鳥取市東町一丁目 鳥取県土木部建築課

倉吉市巖城 倉吉土木出張所

米子市久米町 米子土木出張所

八 合格者の発表

昭和三十七年七月の予定

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可 発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町一丁目  
印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町  
〔定〕一部月極二〇〇円（送料共）